

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	少量危険物タンクの水張検査		
根拠法令及び条項	那覇市火災予防条例第63条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 危険物の規制に関する政令第11条第1項第4号を準用する 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成27年2月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請のあった日の翌日から起算して7日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防局 予防課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 別紙

### (屋外タンク貯蔵所の基準)

第 11 条第 1 項第 4 号 屋外貯蔵タンクは、特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンクにあつては、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板で、特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンクにあつては、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める規格に適合する鋼板その他の材料又はこれらと同等以上の機械的性質及び溶接性を有する鋼板その他の材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の 1.5 倍の圧力で 10 分間行う水圧試験（高圧ガス保安法第 20 条第 1 項 若しくは第 3 項 の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）別表第 2 第 2 号若しくは第 4 号に掲げる機械等又は労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 1 項第 2 号 に掲げる機械等である圧力タンクにあつては、総務省令で定めるところにより行う水圧試験）において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物の屋外貯蔵タンクにあつては、この限りでない。